

平成16年度 第2回
技術委員会 一般ガス部会、化学・石油部会 合同審議
議事録

・日 時：平成16年10月6日(水) 10:00～12:00

・場 所：高圧ガス保安協会 第6会議室

・出席者(敬称略、順不同)

1. 一般ガス部会

部会長：平野(千葉科学大学)

委 員：安藤(岩谷産業)、飯田(ミツウロコ)、遠藤(代理 齊木(日本エルピー
ガス連合会))、加藤(化学・バイオつくば財団)、酒井(代理 小林(全国
高圧ガス溶材組合連合会))、庄賀(昭和電工)、西本(昭和炭酸)、中田(代
理 熊野(日本化学工業協会))、野村(代理 竹内(高圧ガス工業))、満
田(日本ガス開発)

2. 化学・石油部会

部会長：加藤(化学・バイオつくば財団)

委 員：谷(日本肥料アンモニア協会)、庄賀(昭和電工)、清木(三菱化学)、中田
(代理 熊野(日本化学工業協会))、能重(出光ガスアンドライフ)、平位
(代理 鳩飼(千代田化工建設))、渡辺(ジャパンエナジー)、本田(トク
ヤマ)

3. オブザーバー

須田、笹尾、藤井(以上、METI)、石田(太陽日酸)、内倉(日本エルピーガス連合
会)、鳥海(産業と保安ジャーナル)

4. 事務局

大角、岩崎、神門、松木、久本、松本、長沼、小山田、吉村

・配付資料：資料8 平成16年度第1回一般ガス部会、化学・石油部会
合同審議議事録

資料9' パブリックコメント対応表(案)

資料10-1 定期自主検査実施要領(コンビナート等保安規則関係)(案)

資料10-2 定期自主検査実施要領(一般高圧ガス保安規則関係)(案)

資料10-3 定期自主検査実施要領(液化石油ガス保安規則関係)(案)

資料10-4 定期自主検査実施要領(液化石油ガススタンド関係)(案)

資料10-5 定期自主検査実施要領(天然ガススタンド関係)(案)

資料11-1 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)(案)

資料11-2 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係)(案)

資料11-3 保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係)(案)

資料 1 1 - 4 保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）（案）

資料 1 1 - 5 保安検査基準（天然ガススタンド関係）（案）

参考 4 技術基準策定プロセスの見直しについて

参考 5 投票コメントへの回答

参考 6 保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）（案）

4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度

参考 7 保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）（案）

4.4 高圧ガス設備の気密性能

・議事概要

1. 会長挨拶

前回合同審議で書面投票をお願いした定期自主検査実施要領（案）及び保安検査基準（案）について、技術委員会での書面投票も経て、パブリックコメントを実施した。KHKとして初めての試みであったが、産業界や行政などから161件ものご意見を頂き、本日はその対応について審議をお願いしたいと考えている。コメントの大部分は、文章の修正、表現の明確化である。一部に技術的な変更があるため、本日議論頂きご承認頂ければ、技術委員会へ最終案として提出したいと考えている。何卒ご審議よろしくをお願いしたい。

2. 技術基準策定プロセスについて

事務局より、参考4に基づき、平成16年度の技術基準策定プロセスにおける本日の審議段階及び今後の予定について、再確認のため説明を行った。

3. パブリックコメントへの対応について

事務局より、資料9'に基づき、また該当の定期自主検査実施要領（案）及び保安検査基準（案）を用い、パブリックコメントへの対応（案）について説明を行った。また、参考5に基づき、満田委員の書面投票でのコメントに対して回答した。その後、以下の質疑・意見等があった。

- ・参考5のコメントをした理由は、日本ガス協会のLPガス貯槽指針の根拠を知りたかったためであり、日本ガス協会の指針に合わせ、貯槽の開放周期を延長してもよいと考える。ただし、LPガスの貯槽には、特定則以前に製作された貯槽がかなりある。そのような貯槽については、現規定に従った開放周期で検査が実施されているが、設置後三十年近く経過していることもあるので、そのまま適用することは適当か。

検討する。

- ・資料9'の整理番号42で砂詰め式貯槽の対応については、業界と調整が必要ではないか。

一部の砂詰め方式の地下埋設貯槽は、20～30年に一度砂を出して、検査しているものがあると聞いている。資料9'のような対応案を提案させて頂いたが、今後、地下埋設貯槽の検査について本来どのようにあるべきかを関係業界と検討していきたい。

- 整理番号 36 で、配管系の説明があるが、配管系にノズルは含まれるものなのか。石油学会の基準を参考にして提案したものである。石油業界ではドレンノズルが該当し、日本語に訳すと分岐管となる。
- KHK が取り組んできた保安検査方法の見直しは、定期自主検査を基本として、保安検査による定期的なレビューという形で検討が始まったものと理解している。しかしながら、経済産業省での動向を窺っていると、告示には民間規格としてKHKの保安検査基準のみが指定されるように聞いている。KHKとしては、基本として考えている定期自主検査実施要領の扱いについてどのように考えているのか。定期自主検査があり、その上で行政のチェックがあると考えている。元々、保安検査基準を導くために定期自主検査実施要領を作成してきた。KHKとしては、定期自主検査が基本であるという考えに変わりはない。
- 整理番号 51 について、フレキシブルチューブの検査は実態に即したものでなければならないと考えている。LP ガス業界では定期交換しており、耐圧試験を実施することは問題であるという認識である。この件については、要検討として頂きたい。
- フレキシブルチューブの交換する周期はどのくらいか。
3年である。
フレキシブルチューブの耐圧・強度確認は、開放検査を定期的実施するか、それとも耐圧試験を毎年実施するかのいずれかを選択できることとなる。交換時期が3年であれば、毎年の耐圧試験は実施しないで、開放検査周期の3年に合わせて交換ができるものとする。
- フレキシブルチューブは金属製もゴム製も対象となるのか。
対象となる。
フレキシブルチューブはメンテナンスが難しい。ゴム製については、メーカー側から耐候性が懸念されるという指摘もある。また、金属製については構造が複雑であり、実際にどのように耐圧性能を担保するかを判断することが難しいと考える。フレキシブルチューブは耐圧試験がしづらく、定期的に交換するというのが基本にあると考えている。
対応案には、消耗品的な観点からの検討を含め、合理的な管理方法を今後検討する旨追加する。
- 整理番号 68 で、残ガス回収貯槽については遊離水分の存在のために現行告示通りの開放周期としているが、LP ガス容器についても同様の可能性が考えられる。容器についても、現行5年の再検査周期を短縮することになりかねないので、今後の検討課題である旨記載して頂きたい。
今までの実績、実態を踏まえ、今後検討が必要である旨対応案に追加する。

以上の質疑・意見等があった後、資料9'の対応案について挙手による議決を行った結果、出席委員全員の賛成により可決された。

4. 今後の予定について

事務局より、本日の議論を踏まえ、資料9'を修正の上、定期自主検査実施要領(案)及び保安検査基準(案)の最終案を10月19日の技術委員会に諮る旨説明を行った。その後、以下のような質疑・意見等があった。

- ・修正点が多いので、技術委員会において、再度書面投票すべきではないか。
本年度第1回技術委員会において、参考4の策定プロセスをご承認頂いている。本日開催した両部会の合同審議は、参考4の4.(6)の段階であり、技術的な内容を再度検討する必要があるために開催した。そのために資料を事前に配付させて頂いた。
- ・技術委員会には、最終的な製本版を提出すべきではないか。
その予定である。
- ・技術委員会の資料はいつ発送予定か。
技術委員会の一週間前になる来週頭には発送する予定である。
- ・パブリックコメントへの回答については、どのように公表するのか。
KHKホームページを通じて公表する。また、コメントを頂いた方へは個別に回答する。

以上